

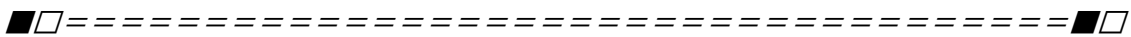


## 消費生活ほっとニュース 第75号 令和4年6月10日発行



### ◆ INDEX ◆

1. 18歳、19歳が狙われています！！  
～経験の浅い若者に多いトラブル、気を付けましょう～ part②
2. 「ベランダからの子供の転落」に注意しましょう！
3. 〈お知らせ〉区民ひろば開催 出前寄席『悪い輩に気を付けて！』



### 18歳、19歳が狙われています！！

～経験の浅い若者に多いトラブル、気を付けましょう～ part②



#### ＜消費者注意情報＞

令和4年（2022年）4月1日から、民法の改正に伴い18歳の誕生日を迎えると「成年」となります。成年になると、親権者や保護者の許可なく、高額な契約を締結したり、ローンを組んだり、借金したりできるようになります。特に今年は、2002年4月2日から2004年4月1日に生まれた人が4月1日に一斉に対象となるため、被害の拡大が懸念されています。「大人の仲間入り」をするということは、支払いやその契約に係る責任がすべて自分にかかってくるということです。そんな「新成年者」を、悪質事業者などが狙っています。「カモ」にされる前に、よくあるトラブル事例を知って、被害を防ぎましょう。

なお、未成年である3月31日以前に行った契約は、未成年者取消できますが、4月1日以降、1円でも代金を払ってしまうと、契約を「追認」したことになり、未成年者取消ができなくなります。

一人で悩まずに消費生活センターにご相談ください。



#### <トラブル事例1> 【憧れの全身脱毛！月3000円って本当？】

全身脱毛に興味があり、いろいろと調べていたら、SNSに「月3000円で全身脱毛」という広告が入ってきた。月3000円なら自分でも払えると思い、予約したカウンセリングで、肌をつるつるにしたいなら「通い放題」付きのコースのほうが良いと勧められた。結局、1年間通い放題コース、総額約40万円、月々約15000円、36回払いの契約書にサインした。2か月で4回ほど通ったが、通い放題なのに思うように予約が取れない。まだ学生なので月15000円の出費も厳しく、解約したい。

(20歳代女性)

## 【アドバイス】

全身脱毛の契約に係るトラブルは男女を問わず、若年層に多くなっています。

「月 3000 円」といった広告の多くは、いわゆるサブスクリプションではなく、36 回や 60 回のローンを組んだ時の月々の支払額となっています。また、「通い放題」も、期間が 1 年間と決められていたり、回数に制限がある場合があったりと、思っていた契約と違っていたという相談が多くみられます。

医療脱毛は 2 か月に 1 度程度、エステ脱毛は 2 週間に 1 度程度と通う頻度の目安があり、短期間に何度も通うことは、体のために勧められません。「通い放題」と言ってもおのずと回数に限度ができてしまう可能性があるようです。また、クレジットの分割払いをすると、施術期間が終わったあとも支払いだけが続くケースもあります。



自分がどのような契約をするのか、しっかり確認することが必要です。

エステの場合、施術期間が 1 か月以上で 5 万円を超える契約の場合、法律で決められた書面を受け取った日から 8 日以内であれば、クーリング・オフできます。それを過ぎると中途解約となりますが、解約の基準が法律で定められています。まずは、消費生活センターにご相談ください。



### ＜トラブル事例 4＞【ちょっとお小遣いを稼ぐつもりが…？】

副業サイトで動画を投稿すれば稼げるという仕事を見つけた。誰でも収入につながると書いてあったので、3000 円のマニュアルをクレジットカードで購入した。マニュアルに電話サポートの予約ができるとあったので、予約を取った。翌日、電話が来て、動画を投稿サイトに掲載し閲覧者が増えれば収入につながるという仕事の説明を受けた。マニュアルだけでも稼げるが、60 万円の全面サポート契約をすれば月 80 万円ほど稼げるようになると勧められたので、限度額の関係で数枚のカードを使って決済した。数日仕事をしたが、ちゃんとサポートをしてもらえなかった。契約書はもらっていない。解約できるか。(20 歳代女性)

## 【アドバイス】

「ネットを使って簡単に稼げる」と広告する副業の契約トラブルや、マッチングアプリ等で知り合った人から、アフィリエイトやオンラインカジノ等の副業を勧められたという相談が多数寄せられています。

少しでも収入を増やしたいと副業を探す人が多い中、そこにつけ込んで「稼ぎで返せる」等と高額な契約を勧めるようなケースは要注意です。簡単に稼げるのであれば、誰でもやっています。勧められてもすぐに契約せずに、まずはいったん、持ち帰って冷静に考えましょう。

また、インターネットのサイトや電話の会話だけで契約したものや、ネットを介して知り合った人は、急に連絡が取れなくなったり、解約の連絡先が分からなくなるなどのリスクも高いものです。契約を急がせるようなケースはさらに注意が必要です。勧誘方法などによってはクーリング・オフができる場合があります。



怪しいと思ったら、消費生活センターに相談してください。

## 〇ココに注意!



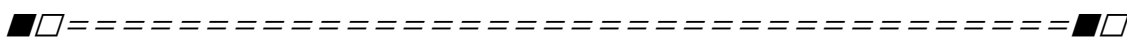
—困ったときは、消費生活センターに相談を!—

契約をする前には、条件等をしっかり確認することが大切です。契約してしまっても、契約内容等によって、クーリング・オフが可能な場合があります。

契約内容に疑問が生じたときや事業者の対応に不審な点がある場合には、できるだけ早く消費生活センターにご相談ください。



<出典>くらしに関わる東京都の情報サイト「東京くらし web」



## 「ベランダからの子供の転落」に注意しましょう!



春になり、空調なしでも過ごしやすい日が続くようになりました。窓を開けて過ごすことが多い季節に、ベランダからの子供の転落事故が発生する傾向があります。子供たちを事故から守るため、ご家庭のベランダを確認し、以下の「事故を防ぐポイント」を参考に、対策を行いましょう。

## 〇事事故例

- ・保護者が子供のそばを離れていた短い間に、子供が自分で窓のロックを開け、3階のベランダに設置していたエアコン室外機に登り、そのまま柵を越えて転落した。(5歳)
- ・子供が2階のベランダの柵にぶら下がって遊んでいたところ、誤って転落し、ケガをして病院に搬送された。(7歳)

## 〇事故を防ぐポイント

【保護者の見守りや子供への教育】

- ・ベランダのある部屋に、短時間でも子供を一人にしない。
- ・子供だけ家に残して外出しない。



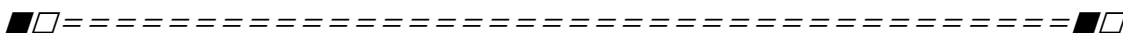
- ・子供だけでベランダに出さない。子供をベランダで子供を遊ばせない。
- ・子供にベランダからの転落の危険性について日頃から教える。

### 【ベランダ周辺環境の見直し】

- ・ベランダの柵の近くにプランター、椅子、テーブルなど子供の踏み台になるような物を置かない。
- ・ベランダにエアコン室外機を設置する場合には、柵から60cm以上離すか、上から吊るすなど、設置場所に注意する。
- ・ベランダの出入口に、子供の手の届かない位置に補助錠を設置し、しっかりと施錠する。




<出典>くらしに関わる東京都の情報サイト「東京くらし web」



### 〈お知らせ〉区民ひろば開催 出前寄席『悪い輩に気を付けて！』



- ◎真打ち落語家をお招きして、出前寄席『悪い輩に気を付けて！』を開催します。
- 悪質な消費者トラブルの手口と対策を、新作落語で楽しくお伝えします！（無料）

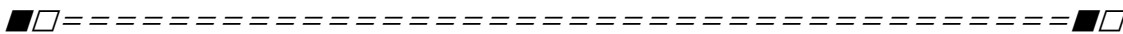


☆6月中に募集が開始される出前寄席☆

- ・6月22日（水）午後2時～2時40分 区民ひろば池袋本町
- ・7月12日（火）午前10時半～11時10分 区民ひろば南池袋
- ・7月15日（金）午後1時半～2時10分 区民ひろば池袋

※開催される区民ひろばへの申込みが必要です。詳しい内容はこちらから↓

<http://www.city.toshima.lg.jp/124/kurashi/shohi/center/2005270953.html>



★困ったときは、すぐに相談！ 局番なし188（消費者ホットライン）

☆豊島区在住・在勤・在学の方の商品の購入や契約のトラブルなど、消費生活に関する相談は「豊島区消費生活センター」で受け付けています。

【相談専用電話】03-3984-5515

☆詳しい内容はこちらから↓

<http://www.city.toshima.lg.jp/124/kurashi/shohi/center/021970.html>

★発行・問い合わせ先：豊島区消費生活センター TEL：03-4566-2416

